

## 別添

# 高齢者講習等に関する業務（高齢者講習業務及び運転技能検査業務）の資格認定基準

## 第1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イの規定による運転技能検査、法第108条の2第1項第12号の規定による講習（以下「高齢者講習」という。）の受託法人の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

## 第2 資格認定の申請等

高齢者講習業務及び運転技能検査業務（以下「高齢者講習等」という。）の委託を受けようとする法人には、別記様式第1「高齢者講習等業務の受託資格認定申請書」、別記様式第2「誓約書」及び必要に応じ、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 2 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- 3 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- 4 委託する高齢者講習等業務に従事する者の経歴を記載した書面のほか、その者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- 5 高齢者講習等業務を行う組織の概要（組織体制及び指導員数等）を記載した書面
- 6 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

## 第3 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定及び第38条の3の規定により石川県公安委員会が、高齢者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人として認定する場合における当該認定は、別紙「高齢者講習等業務委託資格認定基準」のほか次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次に掲げるいずれかに該当する者のいない法人
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

2 高齢者講習等業務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人

3 高齢者講習等業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人

#### 第4 資格認定の通知

高齢者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人に対し別記様式第3「高齢者講習等業務の受託資格認定通知書」を交付するものとする。

#### 第5 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

1 第3の要件のいずれかに適合しなくなると認めるとき。

2 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

3 高齢者講習等業務を行うのに不適格と思われる事項を認めるとき。

別記様式第1

高齢者講習等業務の受託資格認定申請書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地  
 名 称  
 代 表 者 の 氏 名

印

高齢者講習等業務の受託資格の認定を申請します。  
 なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の所在地	電話 ( ) -
法人の種類	1 株式会社      2 有限会社      3 一般財団法人 4 一般社団法人      5 その他( )
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。

受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			

別記様式第2

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げるいずれかに該当する者のある法人

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

印

別記様式第3

高齢者講習等業務の受託資格認定通知書

年 月 日

殿

石川県公安委員会

高齢者講習等業務の受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2及び第38条の3の規定に規定する高齢者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人と認められたので通知する。

高齢者講習等業務委託資格認定基準

要 件	確 認 書 類						
<p>1 法人等の設立目的 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款若しくは寄附行為</li> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）</li> </ul>						
<p>2 高齢者講習等の実施に必要な組織、設備及び能力</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 石川県内に本店、支店等（以下「事務所等」という。）を有すること。</p> <p>イ 高齢者講習等を実施するため、業務管理、講習指導員の指導及び監督等を行う体制がとれること。</p> <p>ウ 講習場所（石川県運転免許センター）に講習区分ごとの講習指導員を必要数配置し、各講習を実施できること。</p> <table border="1" data-bbox="296 1099 956 1285"> <thead> <tr> <th>講 習 区 分</th> <th>講習指導員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者講習</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>運転技能検査</td> <td>2人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 講習実施日（年末年始休日及び祝日を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者講習 週8回（月、火、木、金の午前午後各1回）</li> <li>・ 運転技能検査 月4回程度</li> </ul>	講 習 区 分	講習指導員数	高齢者講習	2人以上	運転技能検査	2人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織表</li> <li>・ 指導員体制表</li> <li>・ 指導員名簿 （所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。）</li> </ul>
講 習 区 分	講習指導員数						
高齢者講習	2人以上						
運転技能検査	2人以上						
<p>(2) 能力</p> <p>講習指導員は下記の資格及び要件を満たす講習指導員を2人以上確保できること。</p> <p>(指導員の資格・要件)</p> <p>ア 運転技能検査員 運転技能検査員は、高齢者講習における実車による指導に従事する者の要件を備えた者であること。</p> <p>イ 高齢者講習指導員 高齢者講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。</p> <p>① 21歳以上の者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導員体制表</li> <li>・ 指導員名簿 （所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。）</li> </ul>						

- ② 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 運転適性指導（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - (イ) 法第117条の2の2第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ④ 次のいずれにも該当する者であること。
  - (ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ㊦ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
    - ㊧ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、㊦に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
  - (イ) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ㊨ 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

- ④ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、㉞に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- ⑤ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修）を終了した者であること。

ただし、令和4年3月31日以前に上記講習を修了した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修を受けていなければならない。

なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習とする。